

東近江行政組合地域医療支援センターの管理等に関する規則

平成 25 年 8 月 20 日
東近江行政組合規則第 4 号

改正 平成26年 3 月 19 日 規則第 3 号
平成28年 3 月 17 日 規則第 14 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地域医療支援センターの設置等に関する条例（平成 25 年東近江行政組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、近江八幡地域医療連携拠点施設及び東近江地域医療連携拠点施設（以下「施設」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平26規則 3・一部改正）

（許可の条件）

第 2 条 施設の使用を許可する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、善良な管理者の注意をもって、使用許可を受けた財産（以下「使用財産」という。）及び設置物件の管理に当たること。
- (2) 使用者が故意又は過失により使用財産を損傷したときは、原状に回復し、又は組合に生じた損害を補償すること。
- (3) あらかじめ承諾を受けた場合のほか使用財産の使用目的、又は原状を変更しないこと。
- (4) 使用期間中に公用若しくは、公共に供するため必要が生じたとき、又は許可条件に違反する行為があると認められるときは、許可を取り消すことがある。
- (5) 使用者は許可期間が満了し、又は取り消されたときは、許可前の原状に回復して返還すること。
- (6) 使用者が使用財産を返還する場合において、当該使用財産に投じた改良のための有益費、修繕等の必要費その他の費用は行政組合に対して請求することができない。

(7) その他必要と認める事項

（使用許可の手続き）

第3条 条例第5条第1項の規定により、施設を使用しようとする者は、行政財産使用許可申請書（様式第1号）に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定により行政財産使用許可申請書が提出されたときは、その内容を審査したうえ、これを許可したものについては、条例第5条第2項の規定により、管理者は行政財産使用許可書（様式第2号）を交付する。

3 使用許可の期間は、1年を限度として使用させることができる。ただし、管理者が特別な事由があると認めたときは、1年を超えることができる。

（使用料等の減免）

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第7条第3項の規定により、使用料又は必要経費を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は公共団体が公務で使用する場合 100分の100に相当する額

(2) 公共的団体が使用するとき、又は管理者が公益上必要と認める場合 100分の80に相当する額

(3) その他管理者が特別の事由があると認めた場合 100分の50に相当する額

2 条例第5条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第3条第1項の行政財産使用許可申請書と併せて地域医療連携拠点施設使用料減免申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。

（平26規則3・一部改正）

（使用料の納付）

第5条 条例第7条の規定による使用料に端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てた額を納入するものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年3月19日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

行政財産使用許可申請書			
年 月 日			
東近江行政組合管理者 様			
申請者 住所			
氏名 (印)			
（法人にあつては、その名称 及び代表者氏名）			
下記のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。			
記			
使用 財産 の 表示	土地	所在地	
		地積	
	建物	所在地	
		構造	
		面積	(建坪) m ² (延坪) m ²
	その他 財産	種類	
数量等			
使用目的及び用途			
使用希望期間			年 月 日から 年 月 日まで
希望使用料			
使用許可申請理由			
添付書類			1 関係図面
備考			

様式第2号（第3条関係）

行政財産使用許可書

第 号

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあった東近江行政組合行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、東近江行政組合地域医療支援センターの管理に関する条例及び東近江行政組合地域医療支援センターの管理に関する規則の規定に基づき下記の条件を付して許可します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、東近江行政組合管理者に対して、審査請求を行うことができます。ただし、通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求を行うことができなくなります。

また、前記の審査請求を行わずに、行政事件訴訟法の規定に基づき、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、東近江行政組合を被告（東近江行政組合管理者を被告の代表者）として、処分の取り消しの訴えを提起することもできます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、行政不服審査法の規定に基づき審査請求を行った場合には、行政事件訴訟法の規定に基づき、当該異議の申し立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に決定の取り消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

東近江行政組合管理者

記

（使用許可物件）

- 1 使用を許可する物件（以下「物件」という。）は、次のとおりです。

所 在 _____

区 分 _____

数 量 _____

（用途指定）

- 2 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前記の物件を申請書の使用目的の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

- 3 使用を許可する期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

（使用料）

- 4 使用料は、 _____ 額 _____ 円とし、東近江行政組合の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

なお、使用料は経済情勢の変動、法令の改廃等により使用許可期間中であっても改訂することがある。

（経費の負担）

- 5 使用者は、物件の維持管理のため、必要とする経費のほか、物件に付属する電話、暖房、電気、ガス、水道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

（使用上の制限）

- 6 物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、次のことを遵守すること。

(1) 使用者は、常に善良なる管理者として注意をもって物件の維持管理をしなければならない。

(2) 使用者は、物件を指定用途以外に使用してはならない。

(3) 使用者は物件について原状を変更し、又は使用目的の全部若しくは一部を変更しようとするときは、事前に書面で管理者の承認を受けなければならない。

（転貸し等の禁止）

7 使用者は、物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

（使用許可の取り消し又は変更）

8 管理者は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることができる。この場合において、当該取り消し又は変更によって生じた損失については、東近江行政組合に対して補償を求めることができない。

ア 使用者が許可条件に違反したとき。

イ 公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

（原状回復）

9 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、自己の負担において管理者が指定する期日までに、物件を原状に回復して返還しなければならない。

なお、使用者が原状回復義務を履行しないときは、管理者は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合、使用者は何等の異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

10 使用者は、その責めに帰する事由により、物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、物件を原状に回復したときは、この限りでない。

（有益費等の請求権の放棄）

11 使用者は、使用許可期間が満了し、又は使用許可の取り消しがあった場合において、物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があってもこれを組合に請求することができないものとする。

（実地調査等）

12 管理者は、物件について随時実地調査を行い、又は所要の報告を求めその維持使用について指示することができる。

（疑義の決定）

13 この許可について疑義のあるときその他物件の使用について疑義が生じたときは、すべて管理者の決定するところによる。

様式第3号（第4条関係）

受付 第 号

地域医療連携拠点施設使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）

様

申請者 住 所

氏 名（法人その他団体の場合は、名称及び代表者名）

担当者名

次のとおり使用料金の減免を申請します。

使用する施設	名 称	
	区 分	
利 用 期 間	月 日 ～ 月 日	
理 由		

決 裁	局 長	合 議	担 当	
処理欄		第4条第1項 第1号(100%)	減 免 率	%
		第4条第1項 第2号(80%)		
		第4条第1項 第3号(50%)		